審査基準

平成19年9月1日作成

法 令 名: 災害対策基本法施行令(26-1)

根 拠 条 項: 第33条第1項

処分の概要: 緊急通行車両の確認

原権者(委任先): 千葉県公安委員会

法令の定め :

審 査 基 準 : 車両の使用者の申出を受けた公安委員会は、以下の条件のいずれかを満たすこととなると認めるときは確認することができる。

- 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1及び2以外の場合であって、消防、水防、救助その他災害 の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急 措置を実施するための緊急輸送を行う車両であること。

標準処理期間: 2日

申 請 先: 申請者住所地(所在地)を管轄する警察署の交通課窓口

問い合わせ先: 交通部交通規制課許可指導係(043-201-0110)

備考